

監査結果報告書

第1 請求の受付

1 請求人

住所

氏名

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成20年4月24日である。

3 請求の内容

請求人提出の能代市職員措置請求書の要旨は、次のとおりである。

(請求の要旨)

産業振興部農林水産課農政係長が、平成19年7月13日、宮城県仙台市で開催された農林水産省東北農政局主催の平成19年度農業振興地域制度地方研修会に参加し、能代市はその研修会旅費22,420円を支払った。

平成19年度能代市一般会計予算中 6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費 事業名は農業振興地域整備計画変更事業費 9節旅費の中からその経費の支払いが行われた。

平成19年度の予算書の説明事項には、その旅費に関して、「イオン株式会社からの農振除外申し出に伴う、能代農業振興地域整備計画（能代地区）の変更に係る国協議に必要な経費」と、特化して明記されている。

当該職員は、研修会に出席したものの、イオン株式会社から出された農振除外に関しての国との協議は一切行っていない。予算に計上した仙台旅費は「イオン株式会社からの農振除外申し出に伴う国協議に必要な経費」と特化していることを考えると、この研修への支払いは目的外使用であり、違法と考えるので、研修会旅費22,420円を能代市に返還することを求める。

(提出された事実証明書類)

- ・予算内訳書
- ・当該研修会の復命書

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成20年5月1日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 当該研修会への参加は妥当なものであったか。
- (2) 予算説明と異なる内容での旅費の予算執行は認められるか。

2 監査対象部局及び関係職員

産業振興部農林水産課	総務部長（前産業振興部長）
総務部財政課	企画部長（前々産業振興部長）
議会事務局	産業振興部木材振興課長（前農林水産課長）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成20年5月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人が陳述を行った。新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のように決定した。

監査の結果、本件請求は、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査は、関係書類を調査するとともに、関係部局の職員から事情を聴取することにより行い、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 平成19年3月能代市議会定例会において、環境産業委員長は、「審査の過程において、農業振興地域整備計画変更事業費の内容について触れられ、当局から、農振地域計画の変更について東北農政局と協議するための旅費である。大館市や他市の例を参考に5回分見込んでいる。との答弁があったのであります。」と報告しており、実際にこの文面のおりの答弁が行われた。
- (2) 請求人が提出した予算内訳書のほか、農林水産課及び財政課で持っている予算関係資料においても「能代農業振興地域整備計画（能代地区）の変更に係る国協議に必要な経費」以外の説明はされていない。
- (3) 平成19年6月5日付けで東北農政局農村計画部農村振興課長名で、農業振興地域制度地方研修会（以下「研修会」という。）の開催通知があり、主に平成19～20年度に農業振興地域整備計画の見直しを予定している市町村の担当者を対象とする旨が記載されている。これに対し、市は農政係長が出席する旨を6月18日付けで報告、6月27日に旅行命令、6月28日に旅費の支出負担行為及び支出命令を決裁し、7月3日に旅費を支払っている。当該旅費は、平成19年度能代市一般会計中 6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費 事業名 農業振興地域整備計画変更事業費 9節旅費から支出されている。
- (4) 7月13日研修会が開催され、農政係長がこれに出席している。本研修会の内容は次のとおりである。
 - ア 農業振興地域制度の概要について

- ・農地に関連する各種法律
 - ・農業振興地域整備計画の変更要因と計画決定までの流れ
 - ・農業振興地域制度について
 - ・農業振興地域の概況（全国及び東北）
 - ・農用地区域内農地面積の確保目標
 - ・農業振興地域制度の概要
 - ・適正化通知
- イ 土地利用調整制度の運用について
- ・都市計画法の沿革、意義、基本事項、概要
 - ・都市計画と農林漁業との調整措置について
 - ・都市計画関係法令体系
- ウ 農業振興地域制度の運用について
- ・農業振興地域整備計画の基準について
 - ・農業振興地域整備計画の変更について
 - ・耕作放棄地対策について
- エ 東北地方の農山漁村の活性化について
- (5) 研修会開催前の6月28日、能代市に東北農政局が現地調査に来ていたため、農政係長は、研修会終了後に挨拶をしたが、協議などは行っていない。

2 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、関係部局の説明等を総合して、以下判断について述べる。

(1) 研修会への出席の妥当性について

当該研修会は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第216号農林水産省構造改善局長通知）の一部が改正されたことに伴い、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用がより適正に行われることを主眼に開催されたものである。

上述（第3，1(4)）にみられるように、研修会の内容は制度全般に関わるものであり、農業振興地域整備計画の変更の有無に関わらず、市の農林水産行政の遂行にあたっては必要不可欠な内容であったと考えられる。加えて、能代市では農業振興地域整備計画の変更、平成20年度からの新農業振興地域整備計画の策定が見込まれ、当初予算で目的とした国との協議においても、最新の情報、制度等の知見を得て適切に対応したいとの意もあったことから、研修会への出席自体は妥当で、何ら不適切な内容ではないと判断した。

(2) 予算説明と異なる内容での旅費の予算執行について

年度当初予算は、その調製時の予測や見積りによって作成されるため、実際の予算執行時においては、予算内容と異なる事由が生じる場合があり、これらへの対応として、地方自治法では、補正予算、専決処分、予備費の充用、予算の流用について規定している。

当該旅費については、予算調整時に先進地事例を参考に仙台への旅費として5回

分を予算計上したが、研修会旅費の予算執行時点においては、国との協議回数も未定であり、また、当該旅費予算が全て未執行であったことから、補正予算、専決処分、予備費の充用、予算流用にはなじまなかったと考える。当該旅費の執行にあたって、目、事業、節を整理してみると、執行すべき目としては2目農業総務費、3目農業振興費が考えられるが、3目農業振興費は、実際に農業振興に資する経費に対する目であり、当該研修会が制度全般であることを鑑みれば、2目農業総務費が適当と考えられる。また、研修会の内容が、農業振興地域整備計画の変更を円滑に進めるためには必要な内容であると考えられることから、「農業振興地域整備計画変更事業費」から支出したことが、その事業目的に照らして不適切であったとはいえない。

予算に計上した事業説明と異なる内容であったとしても、当該研修会は、事業を的確に進めるために真に必要なものであり、事業目的に反するとはいえないことから、その執行において、違法性はないと判断した。

- (3) 上述のように、研修会への出席は妥当で、予算執行について違法性はないものと判断したが、地方自治法上、議会の議決事項が款及び項であるとはいえず、議会で説明した内容と異なる内容で予算執行したことは、適切であったとはいえない。

ただ、当該旅費の執行は、どのような手続きを執るにしても執行してしかるべき内容であったと認められることから、市に損害を与えた行為とはいえない。

よって、本件請求については、下記判例を参考に、請求人の主張には理由がないものと判断した。

住民監査請求は、財務会計上の違法もしくは不当な行為または怠る事実により普通地方公共団体に損害を与えた場合に、当該普通地方公共団体の住民は、その損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求できるとされており、たとえ違法・不当な行為または怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は、住民監査請求の対象とはならない（平成6年9月8日最高裁判決）

第4 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、上述のとおり、予算の議決事項は款及び項であるとはいえず、それに付随する目やそれぞれの事業内容等を踏まえてこれを決定している。審議の内容をもって議決されることを鑑みれば、説明した事項は拘束力を持つと考えられる。市はこれと違った執行を決定したのであるから、補正予算等に計上されないとしても、議会もしくは委員会の中で説明を行うべきであったと考える。今後、予算執行にあたっては十分に配慮されるよう付言する。